

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 固定資産税の税額引き下げ・据え置き措置

**Q**：平成9年度の固定資産税は税額が引き下げられるところもあると聞きました。内容を教えてください。

**A**：商業地等は全国の政令指定都市で約60%、住宅用地も約57%について当面の税額は引き下げ又は据え置きになる見通しです。

### 【解説】

負担水準に応じ、次の措置がとられます。

#### (1) 商業地等の宅地

負担水準	税額の計算
80%超	当該年度の評価額×80%×税率(1.4/100)
60%以上80%以下	一律据え置き
40%以上60%未満	前年の税額×1.025
30%以上40%未満	前年の税額×1.05
20%以上30%未満	前年の税額×1.075
10%以上20%未満	前年の税額×1.1
10%未満	前年の税額×1.15

#### (2) 住宅用地

負担水準	税額の計算
80%以上	一律据え置き
40%以上80%未満	前年の税額×1.025
30%以上40%未満	前年の税額×1.05
20%以上30%未満	前年の税額×1.075
10%以上20%未満	前年の税額×1.1
10%未満	前年の税額×1.15

#### 前年度課税標準額

負担水準 = 当該年度の評価額 ※ × 100 (%)

※住宅用地は特例率(1/6, 1/3)を乗じた金額  
なお、税負担が上昇する土地でも、一定の要件を満たせば、据え置き措置があります。

